

貧困と格差の拡大を断ち切り、高浜町をもっとやさしい社会にすることを求める

要 請 書

2019（令和元）年 11月25日

高浜町議会議長 上尾徳郎 殿

反貧困キャラバン2019福井 実行委員会
実行委員長 海道宏実

後 援

福井弁護士会、福井県司法書士会、福井県行政書士会、福井県社会福祉士会、福井県社会保険労務士会、福井県労働者福祉協議会、反貧困連絡会、北陸生活保護支援ネット福井、福井労働弁護団、福井県社会保障推進協議会、福井県民主医療機関連合会、自死遺族アルメリアの会、NPO法人心に響く文集・編集局、法テラス福井、（公社）成年後見センター・リーガルサポート福井県支部、市民学習活動団体希望塾、福井県医療ソーシャルワーカー協会、福井県高等学校教職員組合、福井新聞社、FBC、福井テレビ、FM福井

謹啓

日頃の町政へのご尽力に敬意を表します。

さて、貧困と格差の拡大を市民運動の力でくい止めようと、過去全国規模で「反貧困全国キャラバン」を展開してきました。

私たちは、福井における貧困を断ち切るため、貧困問題を扱う様々な団体、機関が集結して実行委員会を立ち上げ、福井においては今年度も同キャラバンを実施し、「大人のひきこもり」をテーマに格差と貧困の解消を訴えております。

生活保護制度は、憲法25条を具体化した制度であり、「やさしい町」を実現するためには、同制度が最後のセーフティネットとして過不足なく機能する必要があります。生活保護制度が機能するためには、生活保護制度の最後のセーフティネットとしての必要性を人々が理解した上で、生活保護を必要とする人が広く利用できるよう申請権を保障し、捕捉率を上昇させること、生活再建の一助となるようケースワーカーによる見守り体制を充実させることが必要です。

一方、2013（平成25）年8月から生活保護基準の引き下げが始まり、

2018（平成30）年10月から再び生活保護基準が見直されました。生活保護基準は、福祉・教育・税制などの様々な社会保障基準と連動していますので、低所得者層への影響は甚大です。誰もが希望を持って生活できる「やさしい町」を実現するためには、生活保護基準の引き下げに伴う影響を最小限に止める必要があります。

労働分野においては、非正規労働者はいまや全労働者の3分の1を超え、女性や若者世代では過半数が非正規で働かざるを得ません。また働く場があっても、正規・非正規を問わず、いわゆるブラック企業のような劣悪な環境で労働を強いられている人も少なくありません。また、2014（平成26）年6月には過労死等防止対策推進法が制定され、2019（令和元）年4月からは「働き方改革」関連法が順次施行され、長時間労働を是正し、過労死・過労自死等の防止が急務の改題とされています。人間らしい生活を継続的に営める労働環境を整えることこそが、「やさしい町」を実現するためには必要です。

子育て環境においては、待機児童の問題が社会問題化するとともに、虐待や家庭の崩壊などで、家族の中で育つ機会を奪われ、貧困に直面させられている子どもも多くいます。すべての子どもが生育環境に左右されず、健やかに成長発達する「やさしい町」を実現するためには、貧困の連鎖を断ち切るための環境作りが必要です。

教育分野においては、大学の学費高騰と雇用環境の悪化による家計収入の低下等により、奨学金返済に苦しむ人が増加し、社会問題化しています。これから奨学金を借りようとする学生が、奨学金制度を利用することを躊躇し、進学自体を諦める事態をも招いています。このような事態は、子どもたちが貧困の連鎖から抜け出せない社会を固定化させることに繋がることから、利用しやすい奨学金制度を創設する必要があります。子どもの貧困問題については、2013（平成25）年に子どもの貧困対策法が制定され、地方自治体にも計画立案と基本的施策の実施が求められているところです。

また、年金・医療・介護等を十分に受けられず、貧困に陥っている高齢者も増加し、社会保障制度の充実が求められています。「中高年のひきこもり」問題も最近社会問題として認識されつつあり、社会としての解決が求められています。

貧困・格差の問題は私たち一人一人の生活と生存と尊厳にかかわる問題であるのみならず、貧困・格差の放置は社会的損失（コスト増）にもつながり、社会全体に、また、将来世代にも様々な社会問題を引き起こすこととなります。貧困と格差を解消するための施策は、誰もが希望を持って生活できる「やさしい町」を実現するものであり、社会全体及び将来世代のために必要な施策です。

こうした立場から、以下のとおり要望をまとめました。

貴殿におかれましては、今後の町議会運営や予算編成に反映されますよう要請いたします。

敬具

第1 要請の目的

貧困の格差と拡大を断ち切り、誰もが地域の一員として安心して生活することのできる社会にするため、生活保護、社会保障、労働、子育て環境、教育、自殺予防等各分野にわたる下記事項を要請いたします。

第2 要請事項

1 生活保護行政

(1) 制度の広報・周知

- ① 生活保護制度について、広く市民に広報・周知すること。
- ② 申請書やパンフレットを福祉事務所や行政の各相談窓口を設置するなど、誰もが利用しやすい工夫をすること。
- ③ 生活保護が憲法25条の定める健康で文化的な最低限度の生活を営むことを保障する最後のセーフティネットであることを、市民に広報・周知すること。
- ④ 親族の扶養は生活保護の「要件」ではないことを正しく市民に広報・周知すること。

(2) 申請権の保障

- ① 口頭による生活保護の申請を受け付けるべきこと。
- ② 行政の窓口には、誰もが手に取れる場所に申請書を備え置くこと。
- ③ 受付面接時には申請書を示して、申請権について丁寧に教示すること。
- ④ いわゆる「水際作戦」と呼ばれる違法な申請妨害を行わないこと。

(3) 住まいの確保

- ① 生活保護の相談・申請者に対して、住まいの紹介をする場合には、役所が現地調査をして、いわゆる悪質な無料低額宿泊所及び脱法ハウスにはあたらぬ、憲法に保障された「最低限度の生活」にふさわしい住まいであることを役所が確認した物件を紹介すること。
- ② 憲法に保障された「最低限度の生活」にふさわしい住まいでない場合には、本人の希望に応じて、転宅一時金を支給し、適切な居住環境の住まいへの転居を進めること。
- ③ 賃貸住宅の更新料が住宅扶助として支給されることを更新前に受給者に案内すること。

(4) 最低限度の生活維持

- ① 大型家電製品の買い換えに当たり、家具什器費や住宅維持費を柔軟に活用して援助すること。
- ② 通院交通費は移送費として給付されることを受給者に案内すること。

(5) 人員体制の整備

- ① ケースワーカーを安定した労働条件、身分保障によって適正な人員を確保すること。
- ② 研修を行う等によりケースワーカーの専門性を確保すること。
- ③ 警察官OBなど社会福祉主事の資格を有しない者を面接相談員やケースワーカーとして配置しないこと。

(6) 生活困窮者自立支援法に関する要請

- ① 生活困窮者自立支援制度について、関係者や住民への周知・啓発を徹底すること。
- ② 法律に位置づけられている事業を確実に実施するために必要な人員配置や体制整備と行うとともに、必要な予算措置を行うこと。
- ③ 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度を一体的に運用していくことで、生活困窮者の早期の自立につなげること。
- ④ 生活困窮者の多くが社会的孤立の状態にあることから、より住民に身近な場所において相談を受けたり、積極的なアウトリーチ（出向いていく）による相談体制をとること。
- ⑤ 潜在的な対象者の早期把握のため、税金・保険料や公共料金の滞納等の生活困窮のサインを見逃さず、個人情報保護に十分配慮した情報の集約と活用を図ること。
- ⑥ 自立支援相談事業においては、各種制度から漏れた者に対する継続的・創造的な支援、孤立状態にある者の地域での受け皿作りに取り組むことができる体制を新たに整備し、専門性の高い人材を確保すること。
- ⑦ 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を充実させること。

2 生活保護基準の引き下げに伴う影響

- ① 国民健康保険や後期高齢者医療制度に限らず、介護保険、自立支援医療等をも含む保険料・自己負担金等の負担も考慮した上で、今後の生活を維持できないのであれば、生活保護を停廃止しないこと。
- ② 保育所の保育料、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業、養育医療給付事業、児童入所施設措置の徴収金、養護老人ホームへの入所措置については、自己負担を免除する取り扱いができる「特に困窮している」世帯を広く認め、従前生活保護受給世帯等であった世帯については、引き続き免除とすること。

- ③ 就学援助制度における学用品費等の支給については、生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう準要保護者を広く認め、引き続き支給を行うこと。
- ④ 生活保護引き下げに関し、処分庁を経由した審査請求・再審査請求がなされた場合に、いわゆる「水際作戦」と呼ばれる違法な妨害活動を行わないこと。

3 社会保障

- ① 国に対し、社会保障費の抑制方針を改め、生活保護費の国庫負担割合増大により生活保護制度を充実させること及び年金給付額が生活保護基準を下回ることをしないよう公的年金給付額を引き上げることを要求すること。
- ② 低所得者に対する介護保険料の軽減制度を設けること。
- ③ 国による後期高齢者医療制度の保険料軽減措置の見直しに反対するよう要請すること。
- ④ 成年後見等の市長申立てを積極的に推進するとともに、財政的措置を講ずること。
- ⑤ 身近な相談機関として、消費生活相談窓口、生活保護を担当する福祉事務所、家庭内暴力・児童虐待相談窓口など庁内の連携強化、ワンストップ相談窓口の設置、各窓口への福祉専門職配置などきめ細やかな相談体制を構築すること。
- ⑥ 地域から餓死・孤立死を生まないために、早期に発見、適切な相談機関に繋げることができるよう、福井県、支援団体、専門家、ライフライン関係者、民生委員などと幅広い連携・協力体制を構築すること。
- ⑦ 独自に中高年のひきこもりの実態を調査し、その分析をもとに行政や民間の関係機関と連携して支援をすすめること。

4 労働

- ① 働く人々及び使用者が最低限知っておくべき労働関係法規の知識（ワークルール）を、市民社会に広く浸透させるために周知すること。
- ② 貧困問題の大きな要因に、非正規労働者の増加とその労働条件の劣悪さがあることから、国に対し、労働法制の規制緩和に反対し、労働者派遣法制の抜本的改正を行うよう要求すること。
- ③ 各地域の実情に応じ、無料職業紹介事業を含む各種の雇用対策を実効的に実施すること。
- ④ 若者ら労働者を使い捨てにするいわゆるブラック企業に対する対策を国等と連携して最大限実施すること。
- ⑤ 2018（平成26）年11月に施行された過労死等防止対策推進法に基づき、国と協力しつつ、過労死等の防止のための対策に協力するとともに、民間団体の活動を支援するために必要な施策を講ずること。

- ⑥ 受発注者の責任や公契約の下で働く労働者の賃金水準、労働条件の確保を盛り込んだ「公契約条例」を制定すること。
- ⑦ 国に対し、長時間労働を助長する高度プロフェッショナル制度や裁量労働制拡大の動きに反対するとともに、導入企業に対するチェック機能を強化するよう求めること。

5 子育て環境

- ① 保育施設を量的に拡充し、かつ質的に向上すること。
- ② 特に貧困率の高いひとり親家庭について、児童扶養手当の拡充とともに、生活支援及び就労支援（保育時間制限の廃止、延長保育の無料化等）・職業訓練・住宅支援（公営住宅への優先入居等）などにおたる生活全般の支援を充実させること。
- ③ 学校にソーシャルワーカーを配備し、子どもに対する支援体制を確立させること。
- ④ ひとり親家庭（未婚の母も含む）の「みなし寡婦控除」の適用及び住宅支援を実施すること。
- ⑤ 配偶者暴力被害者支援センター等での相談体制を強化するとともに関係機関の連携強化を一層図ること。
- ⑥ ひとり親家庭における養育費確保のための支援を強化すること。

6 教育

- ① 高校、大学等について、自治体独自の給付型奨学金を創設し拡充すること。
- ② 早急に独自の貸与型奨学金を創設し、利用しやすい制度や運用とすること。
- ③ 就学援助制度を拡充すること。

7 自殺予防

- ① 自殺は、失業、倒産、多重債務、経済苦、長時間労働、パワハラ等の社会的な要因が含まれることを踏まえて、官民一体となって自殺対策を総合的に推進すること。
- ② 自殺対策に関する既存の協議会や連絡会議をさらに強力的に推進するとともに、課題に応じた関係機関や支援団体と意見交換や連携を行うなど、問題ごとの柔軟な対応を行うこと。
- ③ 地域ネットワーク、うつ病、相談窓口、多重債務問題、自死遺族支援、依存症に関するそれぞれの現状と課題等の情報を広く市民に提供すること。
- ④ 自殺対策基本法においては、市町村の責務として施策の策定と実施が位置づけられており、担当課を設置すること。

(連絡先) 福井市春山1-1-14 福井新聞さくら通りビル1階

ひだまり法律事務所 弁護士 茂呂信吾
0776-43-0838